

近藤構成員提出資料

困難な課題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会

プレゼンテーション
民間シェルター

特定非営利活動法人
全国女性シェルターネット理事
近藤恵子

全国女性シェルターネット

- 1998年設立、2005年に法人化、現在68団体が参加
- DVや性暴力被害を受けた女性・子どもの回復支援に関わる、民間サポートシェルター等の全国ネットワーク
- シェルターを維持運営しつつ、一時緊急保護から中長期の回復支援まで、直接・間接の支援を行うとともに、必要とされる調査研究活動、教育啓発活動、政策提言活動を行い、毎年、全国シェルターシンポジウムを開催
- DV防止法の制定および三次にわたる法改正に貢献、2011年より、DV性暴力被害者のための24時間フリーダイヤルを担当

民間シェルターの支援理念

- 民間シェルターの支援理念は、当事者主義とエンパワーメント
- DV、性暴力はジェンダー犯罪
- 性差別の構造から不断に生み出される暴力犯罪、性的搾取
- 暴力の発見から回復支援まで、必要な法制度を作り出し、運用の改善をはかり、社会資源を発掘してきたのは、当事者と痛みを共有する女性たち
- 北京世界女性会議以降の四半世紀、女性に対する暴力根絶が女性運動の中心軸となり、民間シェルターの活動が全国に広がる

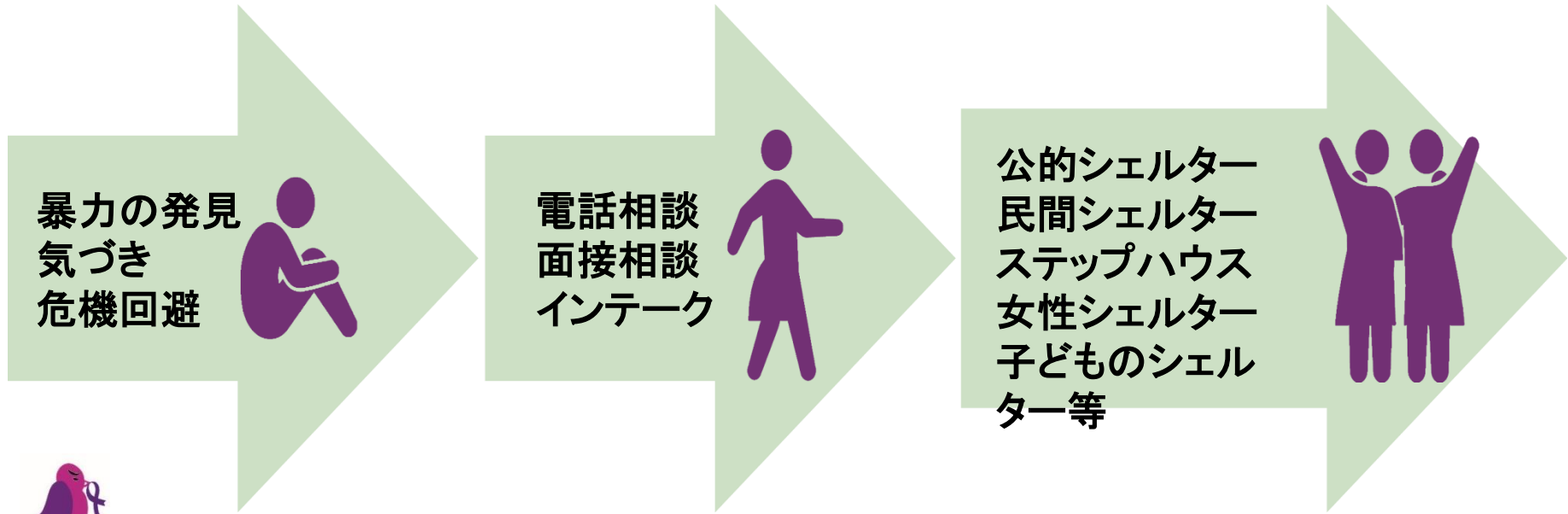
民間シェルターは 女性支援のワンストップサポートセンター

- シェルター、ステップハウス、子どもシェルター等の緊急サポート
- 相談から回復支援までの継続的サポート（医療支援、司法支援、サポートカウンセリング、行政手続き支援、生活支援、就労支援、自助グループなど）
- 多領域にわたる連携ネットワークの形成
- 必要とされる社会資源の活用と発掘

民間シェルターは 女性支援のワンストップサポートセンター

- 当事者をつなぎ目とする暖かく強靱なネットワークと課題解決に向かう柔軟なフットワーク
- 当事者こそが専門家
ひとりひとりの支援プログラムを実践
- DV・性暴力・性虐待・性的搾取の被害当事者、子どもなど、多領域にわたる支援実績によるスキルの蓄積
- 地域の支援力を豊富化

支援の流れ ①発見,相談,シェルター対応



民間団体の重要性

24時間、365日、当事者の痛みを共有する
女性たちによる支えあいのネットワーク
支援理念はエンパワー・当事者主義
継続的多領域の支援活動

当事者によりそって

当事者が専門家

自らのDV被害を克服したスタッフが
サポートカウンセラーや団体のリー
ダーとなっていることが多い。



支援の流れ ②シェルター利用中の支援

生活保護申請、年金手続きなどスタッフが窓口との交渉にあたる。

行政手続
支援

スタッフがサポートするほかPTSDの治療のための精神科、カウンセリングルームへつなぐ。

メンタルケア

病院への付き添い、安全な保険手続き、服薬管理支援などを行う。

医療支援

当事者は何も持たずにシェルターに駆け込んでくる。民間団体では衣類・食事などを無償で提供する。

生活支援

弁護士と連携し保護命令手続き、陳述書作成、裁判所への同行・同席・傍聴などを行う。

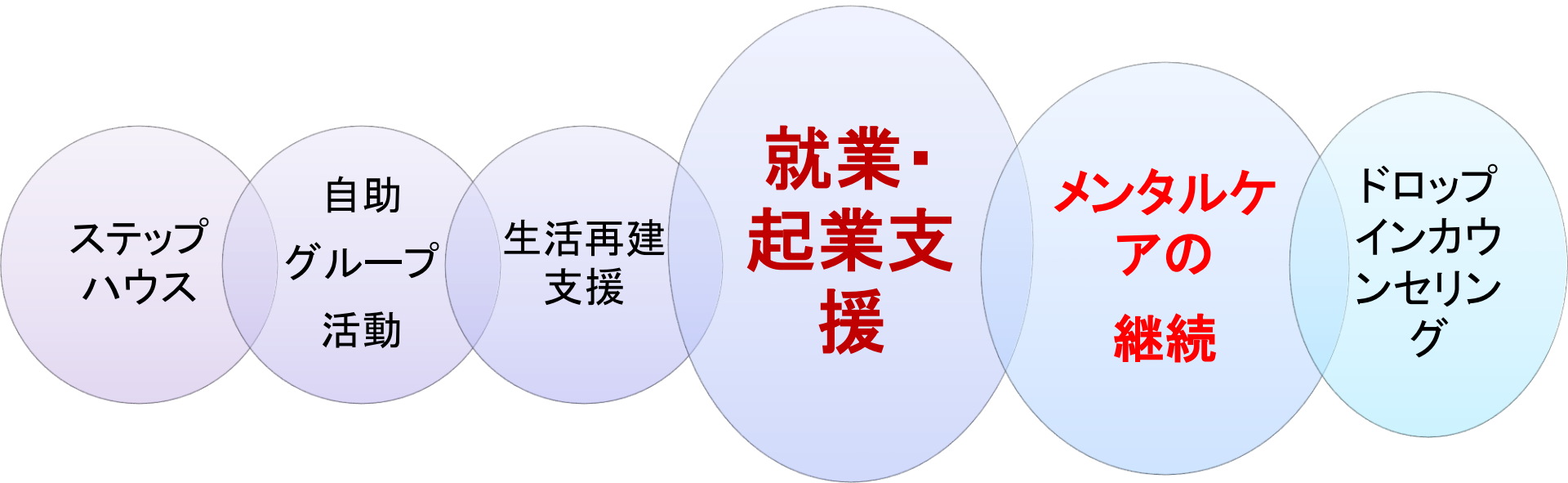
司法支援

子どもの
サポート

子どもたちも独立した被害者。子どもたちのための回復支援プログラムがある。



支援の流れ ③退所後の自立支援



シェルターを出てからが本格的な自立回復支援の舞台。ひとりひとりの回復の道のりに必要なサポートを展開する。継続的なメンタルサポートとともに、経済的な自立に向けて就労支援が重要。

北海道シェルターネットワーク

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用したものである。（承認番号 平19総使、第82号）



相談件数

()内は道立女性相談センターの相談件数

年度	北海道警察	婦人保護事業 実施市 (12市)	法務局	民間 シェルター (8か所)
24	1,233	860	253	6,831 (4,985)
25	1,635	930	211	6,673 (4,553)
26	2,177	983	251	7,231 (4,745)
27	2,854	1,166	226	6,529 (4,531)

DV被害者緊急一時保護件数(民間がほぼ6割)

()内は道立女性相談センターの保護件数
※平成28年度の全国委託割合は**33.3%**

年度	札幌	釧路	帯広	北見	旭川	苫小牧	室蘭	函館	合計 (援助センター)
26	18	9	19	7	12	36	39	61	201 (126) 61.5%
27	16	7	7	8	4	32	27	55	156 (101) 60.7%
28	11	47	10	6	2	37	18	47	148 (130) 53.2%
29	8	7	8	5	1	34	24	42	138 (124) 52.6%

女性支援の北海道モデル

★緊急一時保護委託手続き

- 当事者の選択と決定による利用が実現
- 民間シェルターの緊急保護ケースを北海道がほぼそのまま委託、当事者の負担を軽減し、安全確保が図られる
- 当事者の選択と決定によるシェルター利用が可能になる
- 緊急ケース、困難ケースについての関係機関ケースカンファレンスの実施
- 中長期の自立支援について、財源・人員確保が課題

民間支援団体の現状と課題

- ひろがる支援格差
 - ・官民の支援格差、自治体間支援格差
- 民間支援団体の位置づけと財源の確保
 - 緊急一時保護から回復支援までの事業委託
 - ・支援専門領域に応じた事業委託
 - ・中長期回復自立支援事業に対する事業委託
 - モデル事業の検証と制度化
- 運用改善と予算化
 - 現在使われている退所者支援の予算を、婦人保護施設だけではなく、委託先施設・DV防止法による利用者にも拡大

民間シェルターの抱える問題

(日本の民間シェルターの実態調査報告書 h. 19 小川真理子)

運営上の困難	回答 シェルター数
財政上の問題	24
人材の不足	23
スタッフの養成と専門性の確保	16
安全体制の確立	15
地域におけるDV問題の認識不足	13
関係機関との連携	8
一時保護委託の困難	6

運営上の課題 民間シェルターへの財政支援

(地域における配偶者間暴力対策の現状と課題アンケート H. 23.3 内閣府)

		総数(n)	行っている	行っていない	無回答
総数		1,531	6.9	91.9	1.2
都道府県		47	51.1	48.9	-
市		754	10.2	89.1	0.7
	再掲 都市部	42	33.3	66.7	-
	中核市	37	29.7	67.6	2.7
町村		727	0.7	97.5	1.8

女性支援の新たな根拠法を

暴力根絶をめざす女性支援の国際スタンダードに準拠し、
女性の人権確立をめざす

売春防止法にかわる

あらたな女性支援の根拠法を

菅田構成員提出資料

母子を支えること 実践と課題

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
会長 菅田 賢治

お話しすること

1.子どものこと、親のこと（支援対象）3

- 利用世帯の入所理由、支援対象
- 障害のある母と子の増加
- 若年層も高齢女性も

2.私たちの実践9

- 親子の関係性をつむぎ直す
- 地域生活をみすえて だれかとつながる自立へ
- いのちをつなぐ
- さまざまな支援

3.課題16

- 婦人相談所(一時保護所)と母子生活支援施設との関係
- 母子生活支援施設の利活用(連携不足)(公民格差)(条例による制限)

1.子どものこと、親のこと

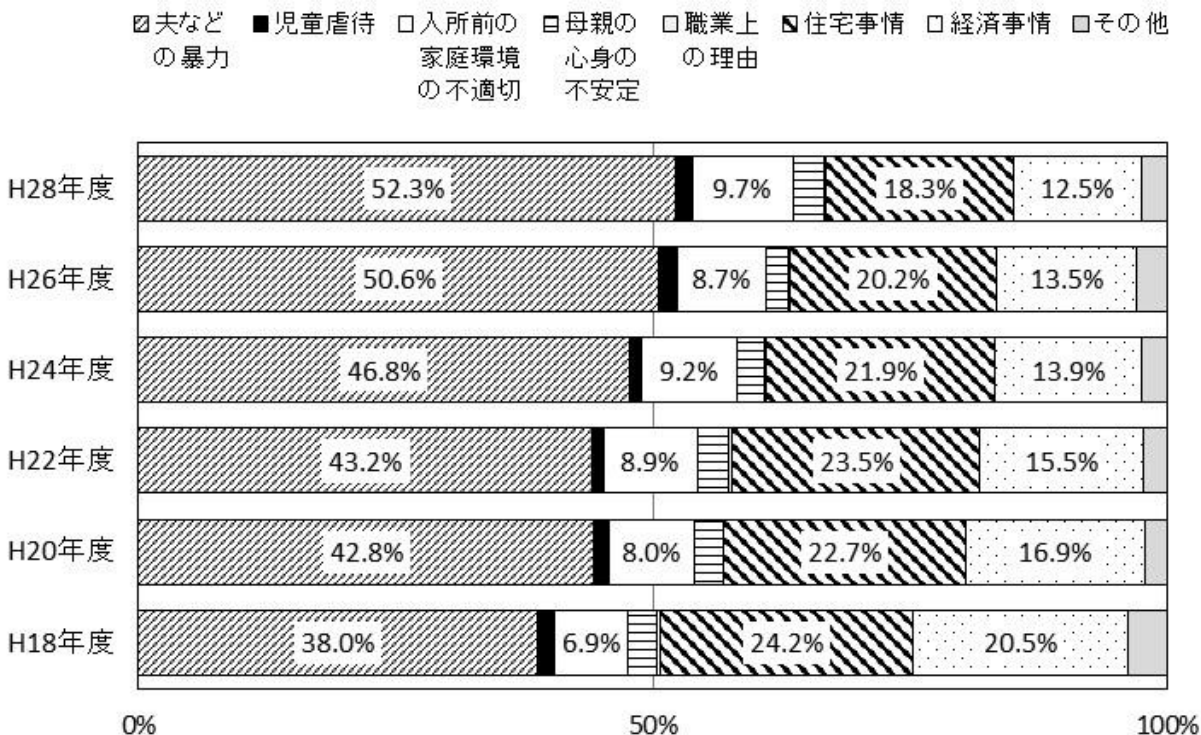
・利用世帯の入所理由

入所理由は、母と子 双方にある

母の育ちも子の育ちも支援（「『同伴』児童」ではない）

支援対象

「生活を支える(整える)」必要があるすべての女性(母等)と子

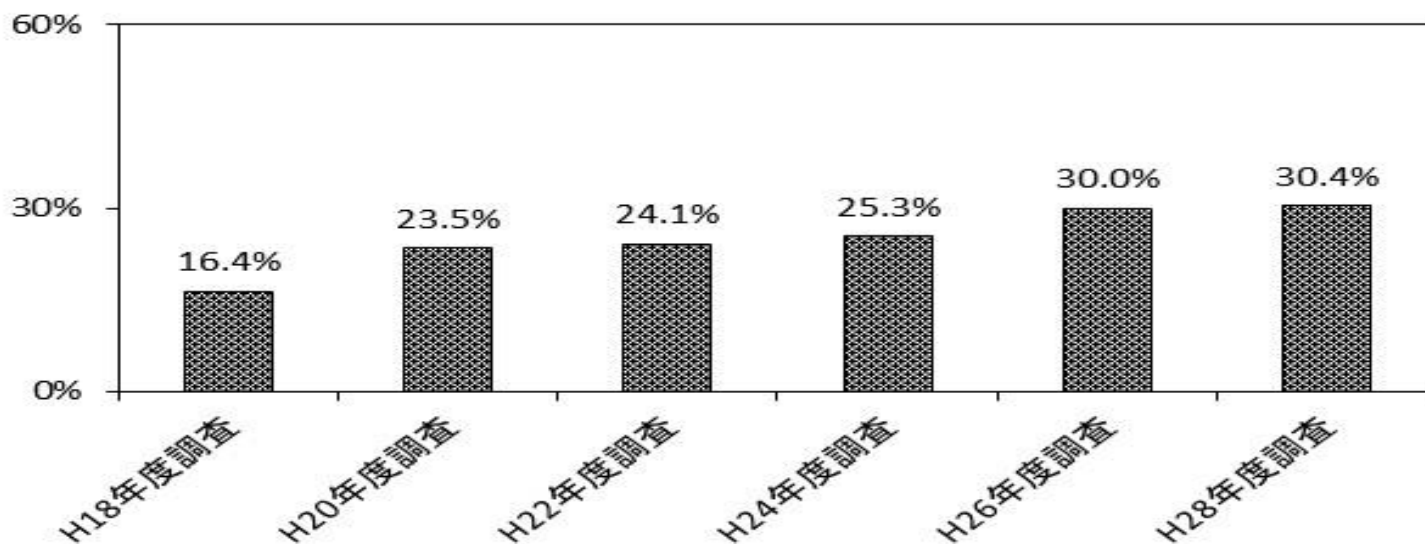


1.子どものこと、親のこと

・ 障害のある母と子の増加

①母親(割合)

施設数では 81.0%
入所総数での割合は 30.4%

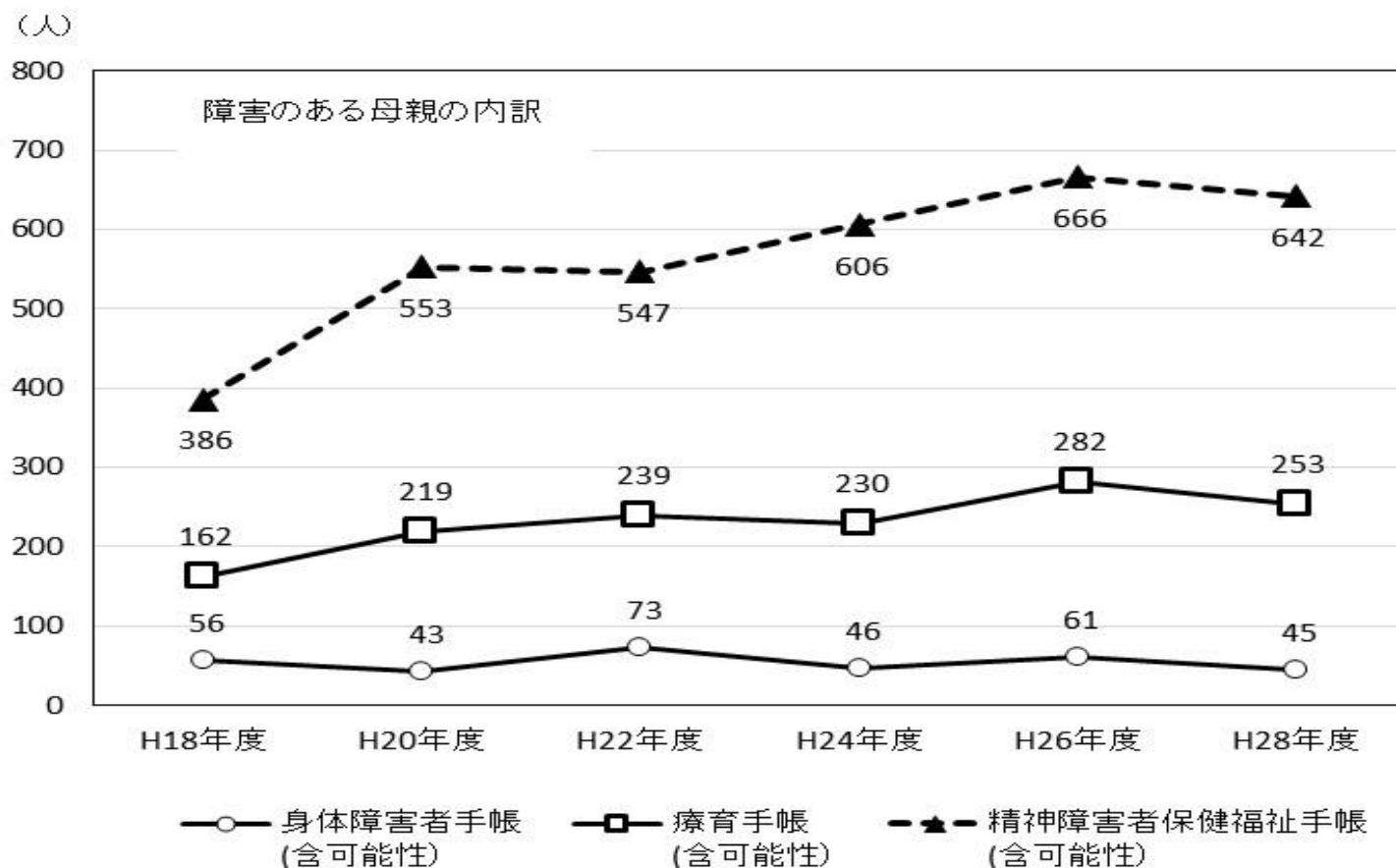


平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

1. 子どものこと、親のこと

・ 障害のある母と子の増加

② 母親（内訳）

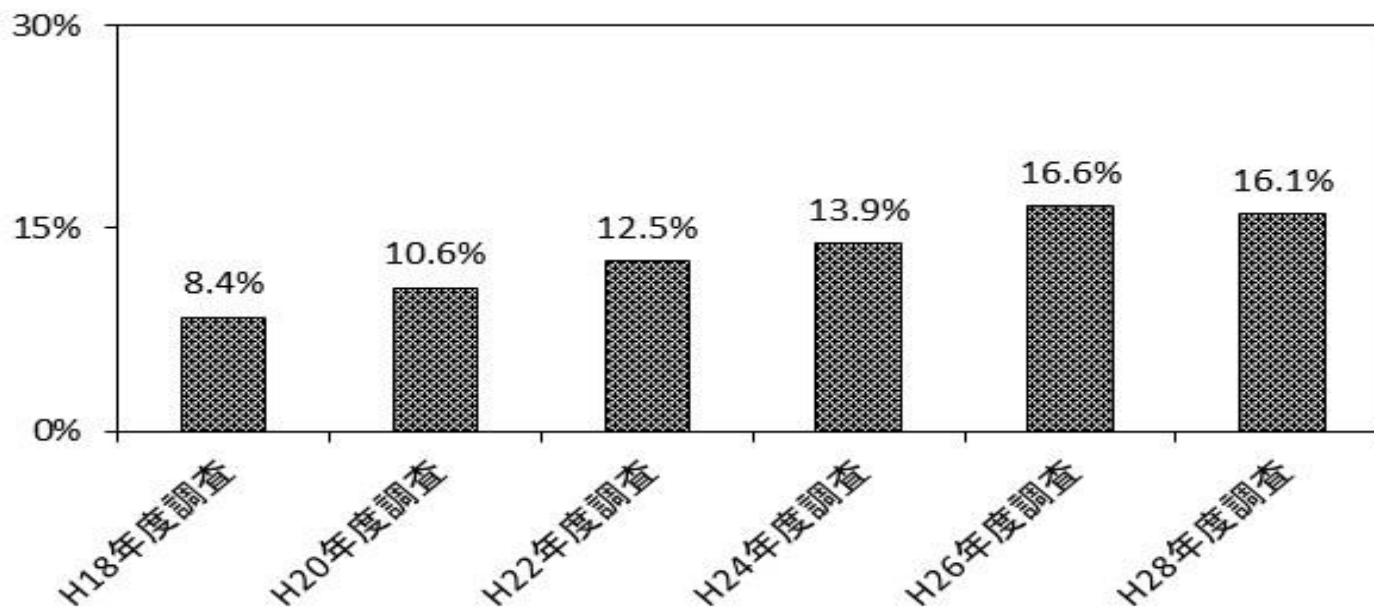


1.子どものこと、親のこと

・障害のある母と子の増加

③子ども(割合)

施設数では 78.3%
入所総数での割合は 16.1%

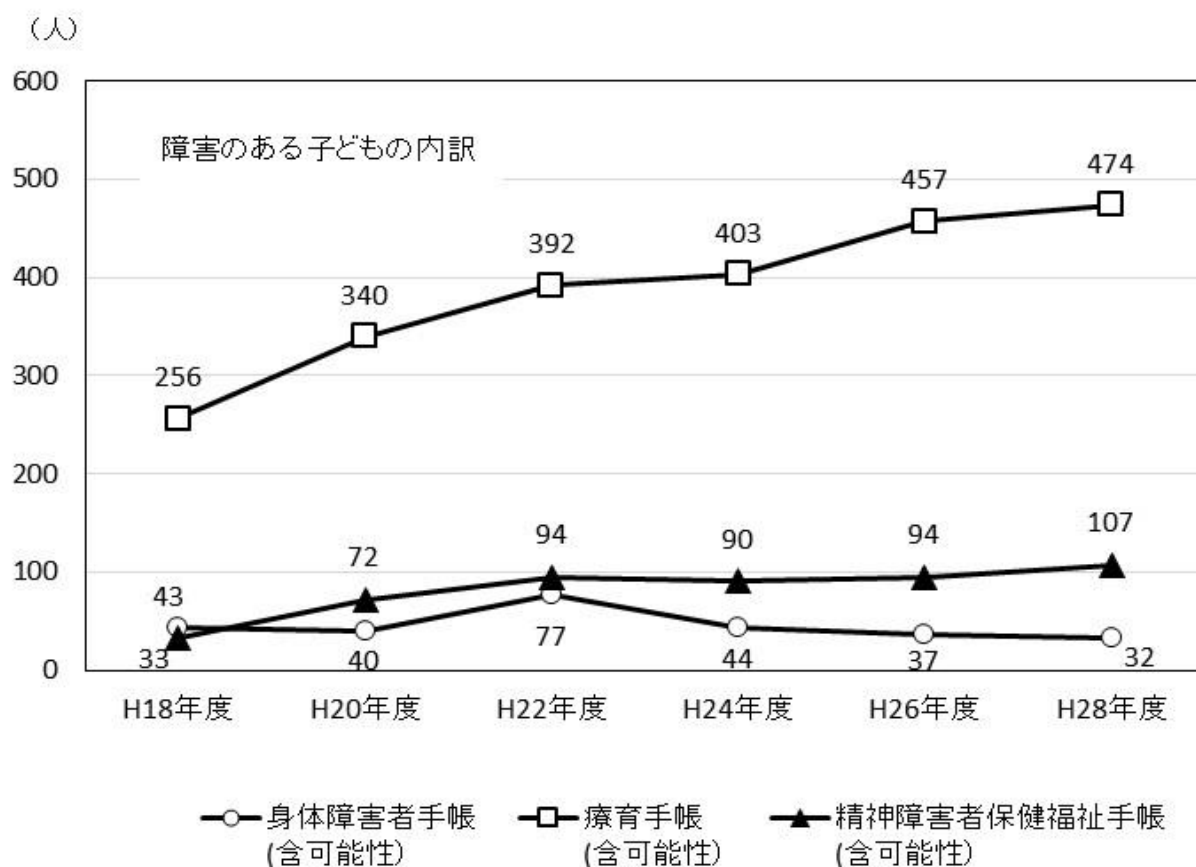


平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

1.子どものこと、親のこと

・ 障害のある母と子の増加

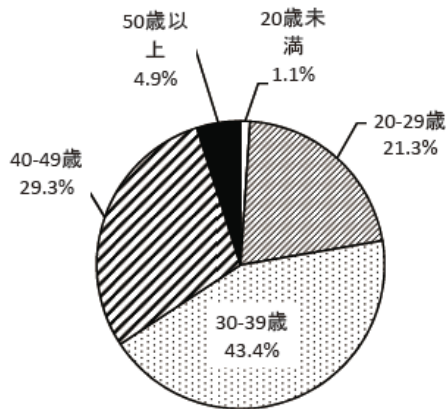
④子ども(内訳)



平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

1.子どものこと、親のこと

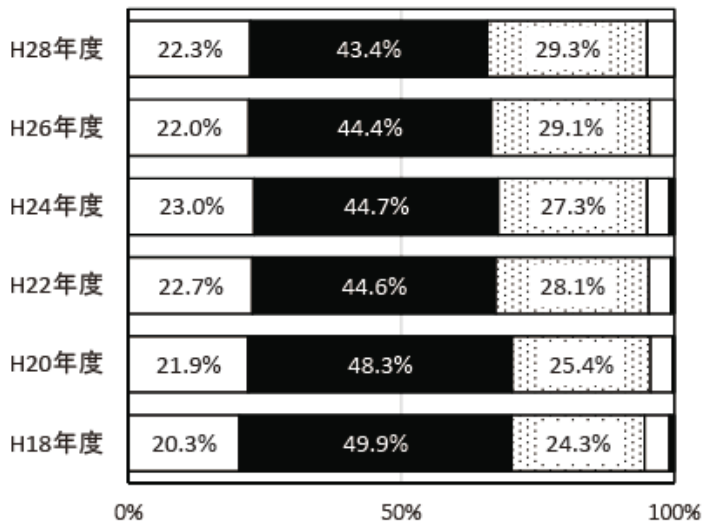
・若年層も高齢女性も



母親等は30歳台が最多層
20歳未満の若年層も

60歳以上は母親以外の割合が高い
→かかわり方、支援ニーズの違い

□29歳以下 ■30-39歳 □40-49歳 □50歳以上 ■無回答



	50-59歳	内訳		60歳以上	内訳		無回答
		母親	その他		母親	その他	
平成28年度調査	153 4.7%	153	-	9 0.3%	6	3	- 0.0%
平成26年度調査	142 4.1%	142	-	13 0.4%	11	2	- 0.0%
平成24年度調査	140 3.9%	140	-	4 0.1%	1	3	35 1.0%
平成22年度調査	150 3.9%	149	1	7 0.2%	4	3	25 0.6%
平成20年度調査	144 3.8%	140	4	9 0.2%	6	3	17 0.3%
平成18年度調査	181 4.4%	178	3	7 0.2%	7	0	38 0.9%

平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

2. 私たちの実践

・ 親子の関係をつむぎ直す

例① 知的障害のある子、DVを受けた母

○DVサバイバーの母、父に虐待を受けた長子

○子ふたり 療育手帳取得を支援、特別支援学校(級)へ

○母 金銭管理・片づけ・対人関係構築が苦手
精神的不安定(服薬)、生活保護費受給、未就労
ストレングス:子への愛情、養育に向かう姿勢
しかし、子の障害を受容しがたい

→長子に暴言・暴力(長子は自傷/他傷行為等を発現)、次子に暴言

○子と母の関係性再構築

[長子]学校等と協働、虐待通告:親子分離、子は一時保護

[次子]同居継続:生活と養育をサポート

2. 私たちの実践

- ・ 地域生活をみすえて だれかとつながる自立へ

例② 知的障害のある母

○母 乳児院、児童養護施設で育つ

軽度の知的障害、被虐待経験者、実親所在不明
作業所通所(就労B)、生活保護費受給

○子 入所直前に出産(相談当時、特定妊婦)

○ストレングス

金銭管理・炊事が苦手 他者にも求める時間厳守
でも、なりたい自分を伝えることができる母

○母がSOSをためらわないように

地域のだれかがサポートしやすいように

思考傾向に合わせて使えるツールを作成、退所後も活用可

2. 私たちの実践

・いのちをつなぐ

例③ 特定妊婦

○母

入所当時19歳、妊娠9か月(特定妊婦)

3~13歳まで児童養護施設、その後家庭復帰

短期間多数の職歴→妊娠を機に退職、無収入・無保険生活

生活保護費受給中の実母(精神疾患あり)のもとで生活

実母との関係悪化→母子生活支援施設へ

○出産前 迎え入れ「安全に出産を迎えてほしい」

専用ノートを作成 職員間と母とで密に情報共有

○出産後

母の体調、子の様子を確認、見守り

施設内保育室で子の預かり、養育支援・就労支援

2. 私たちの実践

・ さまざまな支援

産前・産後から子育て期、
子どもの自立期までを視野に
養育相談・支援(虐待防止)、(学童)保育、
生活困窮者や外国籍者の支援
(こども食堂、学習支援)、……

(緊急)一時保護
DV防止法、
売防法に基づく
一時保護委託

インケア
アフターケア
■
利用世帯の課題

ひとり親家庭、 子育て家庭の かかりつけ

■
アウトリーチ
■
地域にある課題

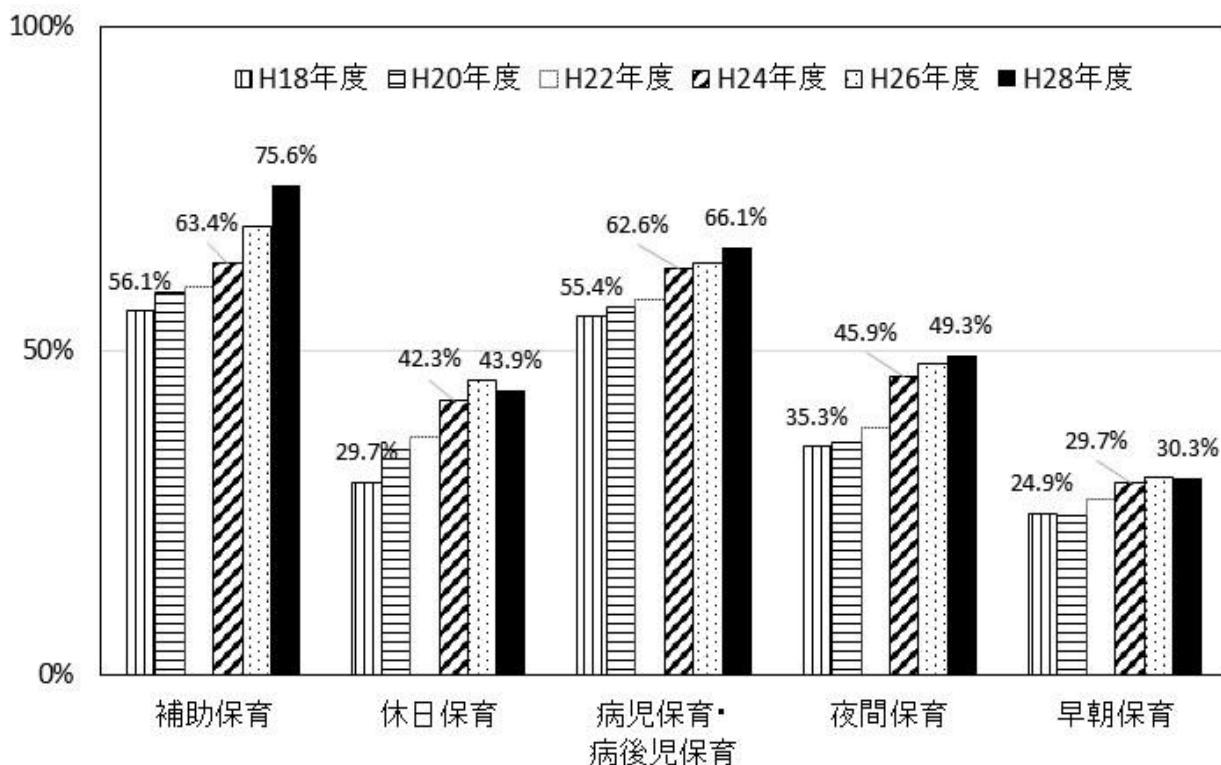
専門職たち
母子支援員、少年指導員、保育士、
調理員等、心理療法担当職員、
個別対応職員、施設長、など

養育支援、心理的ケア、補完保育、学習支援、
生活の立て直しの支援(手続き同行・書類作成・就労支援等)、
退所後のサポート、……

2. 私たちの実践

・ さまざまな支援

インケア 補完保育

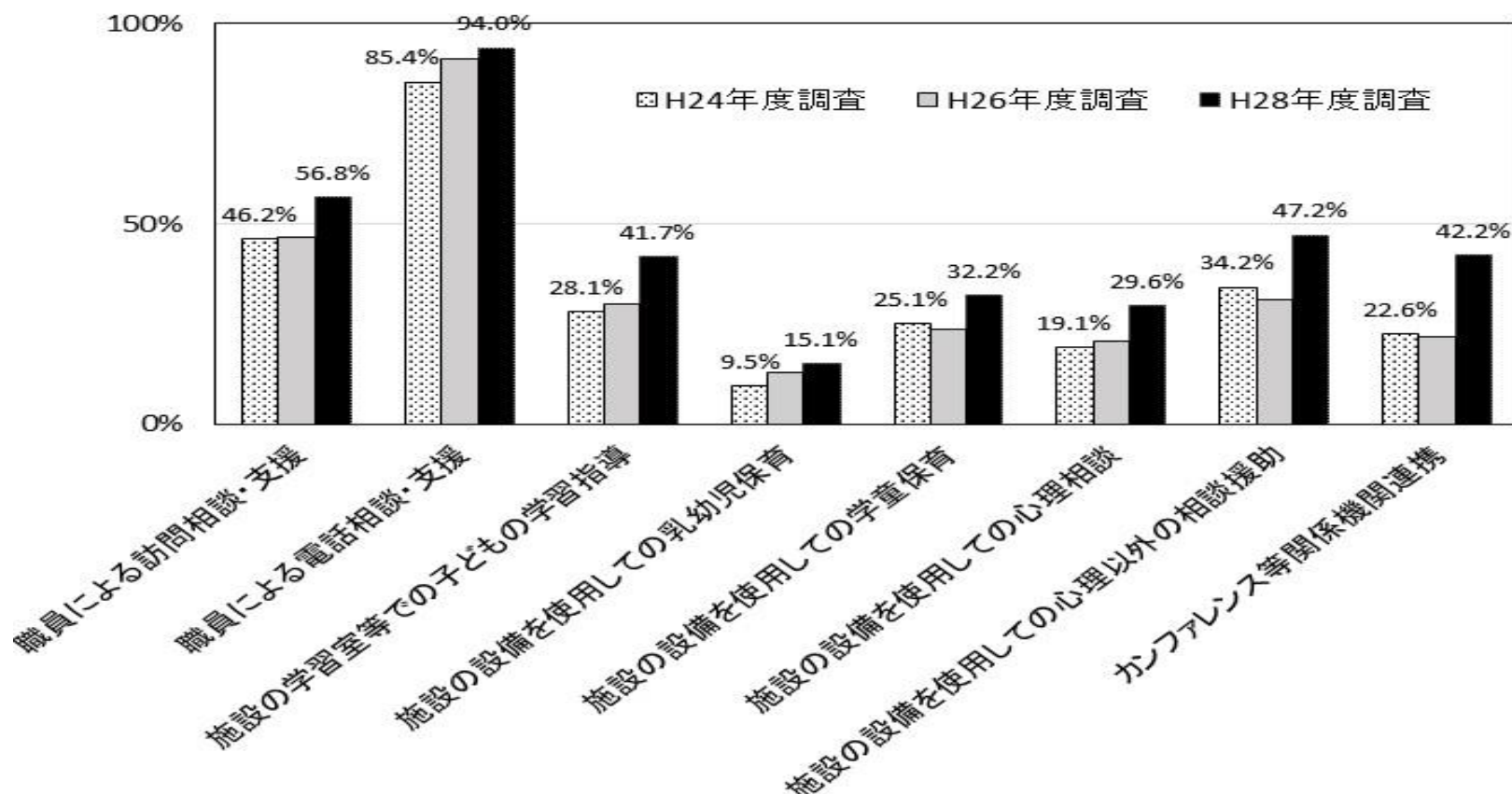


平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

2. 私たちの実践

・ さまざまな支援

アフターケア



平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成29年3月)

2. 私たちの実践

・ さまざまな支援

アフターケア／アウトリーチ 子どもたちへ

- 退所児（小学校3年生～高校生）中心
地域のこどもたち
- 学習支援＋食の支援＋居場所づくり
- 地域の公民館を借り上げ
施設から職員が出向く
民生委員・児童委員、主任児童委員との協働運営
- 子どもたちと未来につなげる
困りごとが起こった時に頼ることができる人、場所

3. 課題

- ・ 婦人相談所(一時保護所)と母子生活支援施設との関係

○DV防止法や売春防止法に基づく

(緊急)一時保護、一時保護からの入所委託の増

○婦人相談所(一時保護所)の利用者層と重なる



○困りごとを抱える女性、子の支援を補完し合う

○所管にとらわれず、「その人(の困りごと)」で支援を

婦人相談所・児童相談所(都道府県等)、福祉事務所(市町村等)

3.課題

- ・ **母子生活支援施設の利活用(連携不足)**

- 母子生活支援施設の所管
＝福祉事務所(市町村)

- DV防止法や売春防止法に基づく一時保護
＝婦人相談所(都道府県)から

- 面前DVなど児童虐待等による一時保護、入所
＝児童相談所(都道府県)から



- 行政機関どうしの連携、相互認識の不足・欠如

- 互いの連絡先や、機能を知らないことすらある

3.課題

- 母子生活支援施設の利活用(公民格差)

- 市町村が民設施設に入所を委託
→市町村に1/4負担義務

- 公設施設に入所を委託
→市町村の負担なし:公民格差



- 婦人相談所等によるDV被害者等の一時保護
から母子生活支援施設につながらない一因

- 広域措置による入所委託の可否も、
支援対象母子の状況ではなく、
市町村の財政事情が優先される傾向

3.課題

- ・ **母子生活支援施設の利活用(条例による制限)**

- 市町村によっては、
条例で入所期間を制限している



- これも、
利用世帯個々の生活・心身状況の安定性より、
市町村の財政事情が優先される傾向

- 女性、子の「困りごと」を個々にみて、
必要な支援と利用期間を考えるべき

【参考】 母子生活支援施設は

○児童福祉法38条

母親と子どもがともに入所する唯一の施設
親子関係を保障し、母と子を分離すること
なく双方の育ちを支援

○母親と子どもの権利擁護と生活の拠点

しかし

○公設施設の廃止/休止数が顕著

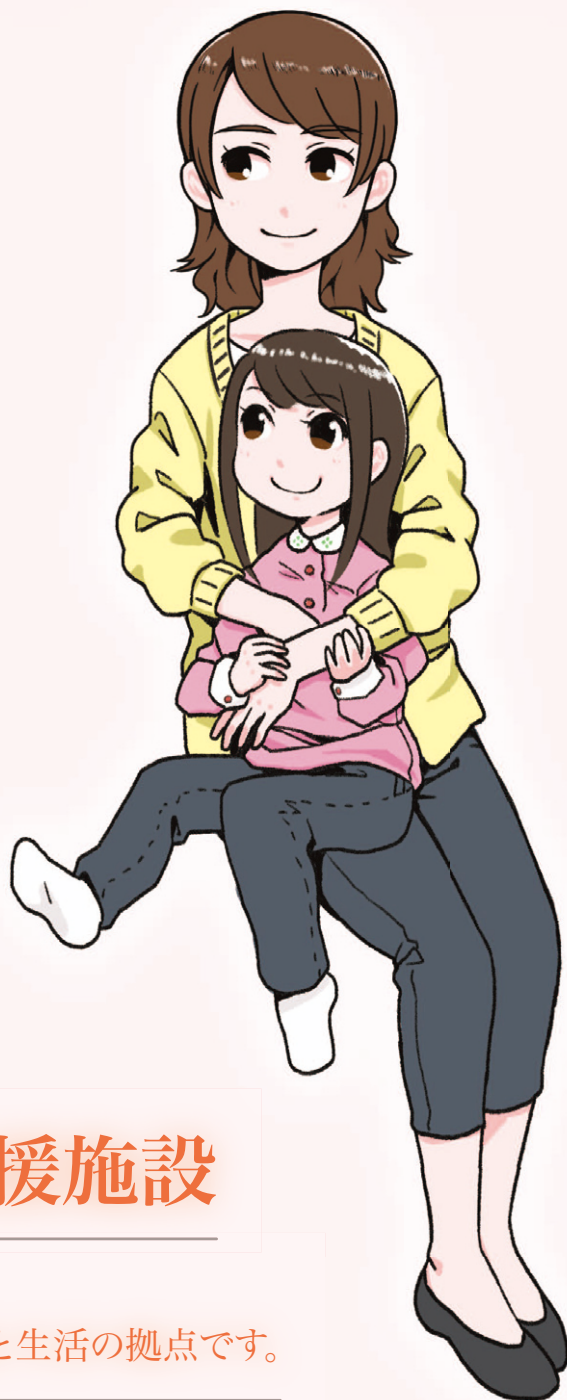
この20年で……公設公営施設は、100か所以上も減少

(公設民営は横ばい)(民設民営は約25増)(施設総数は80減)

利活用、要否の検証は多面的に行われたのか？

現在、全国に221か所 ほか休止施設12か所

母親と子の明日を考えて



母子生活支援施設

母子生活支援施設は
母親と子どもの権利擁護と生活の拠点です。

配偶者暴力相談支援センターや警察におけるDV関連の相談件数の増加、児童虐待相談件数の増加、ひとり親世帯の貧困等、ひとり親家庭を取り巻く状況は厳しさを増しています。

母子生活支援施設はDV被害や児童虐待、その他の理由により生活に困難を抱える母親と子どもが安心・安全な環境の中で、かけがえのない自分を取り戻すこと、また、子どもたちは、その場所で大切にされる体験を積み重ね、大人への信頼感や自己肯定感を取り戻すことを支援しています。

母子生活支援施設ってどんなところ？



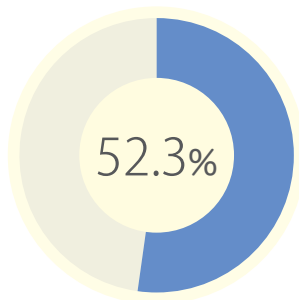
母子生活支援施設は、**社会的養護**を担う児童福祉施設です。

社会的養護とは、さまざまな理由で支援が必要な子どもたちを公的責任で養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭を支援する仕組みです。母子生活支援施設は社会的養護の仕組みの中で唯一親子を分離せずに、母親と子どもが共に生活しながら支援を受けることができる児童福祉施設です。

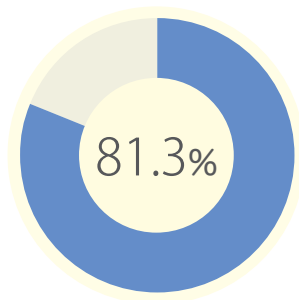


利用者の状況（主な入所理由）

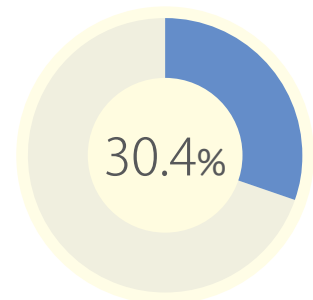
平成28年度全国母子生活支援施設実態調査より



・夫などの暴力



・被虐待児の
いる世帯
（面前 DV 含む）



・なんらかの
障害のある母親

母子生活支援施設は全国に232箇所あり、3,330世帯（児童5,479人）の母と子が生活しています。

（H28.10.1厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

母子生活支援施設の主な支援の紹介

母親と子どもの最善の利益を保障します。

母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、ひとりひとりの尊厳と個別性を尊重し、母親と子どもが自らの意向で課題の解決に取り組まれる営みを支援します。

家族関係再構築の支援を実施します。

母子生活支援施設では、母親と子どもが共に生活しながら、関係の修復に向けた支援をすることが可能です。また、別の場所で暮らしていた子どもと一緒に生活することになる場面でも、母子生活支援施設で支援する事により、家族関係の再構築を可能にします。

地域のひとり親家庭の拠点を目指します。

地域で生活しているひとり親家庭の多くは、さまざまな支援を必要としています。
ひとり親が抱えている困難を軽減し孤立することなく、安心して安定した生活を営めるよう支援を実施しています。
また、ショートステイ・トワイライトステイ、学童保育、学習支援等、地域に向けたサービスを提供している施設があります。

施設内で保育を実施します。

軽度の疾病で通園できない場合や突然の残業等で保育を希望する場合に、施設内において保育を実施します。認可保育所に準じた保育を実施している施設もあります。

退所世帯も応援します。

退所後に世帯のアフターケアを実施します。

母子家庭を支える職員がいます

施設長、母子支援員、少年指導員、嘱託医を基本として配置し、自立支援を支えています。

その他に保育士、心理療法担当職員、個別対応職員等が配置されている施設もあります。

24時間体制ですので安全が守られ、安心して生活ができます。



施設を利用するためには

お住まいの市町村の福祉事務所や都道府県の出先機関が窓口となります。福祉事務所には相談窓口があり、相談内容を踏まえて母子生活支援施設について説明を受けることができます。利用申し込みも、これらの相談の中で進められます。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページ <http://www.zenbokyuu.jp>

平成 30 年 4 月改訂

パンフレットデザイン _ 菅田 耕平

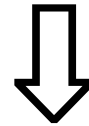
高橋構成員提出資料

若年女性からの相談と支援 ～アフターケアの現場から～

アフターケア相談所ゆずりは
高橋亜美

- 売春防止法全面改正
支援を必要としているひと(女性)への
根拠法令として全くそぐわない
- 必要としている女性が
利用できない婦人保護施設
- 性虐待 性被害を取り扱う専門スキル
被害のトラウマ
- 同伴児童の権利と支援
- 児童福祉法と売春防止法の間にいる子ども
たち 子ども期の保証

退所後の困難な状況



過酷な労働環境 解雇 借金

パートナーからのDV

精神疾患 自殺企図

望まない形での性風俗への従事

予期せぬ妊娠・中絶・出産

ホームレス 犯罪 自殺

施設退所者が困難な状況に陥る背景

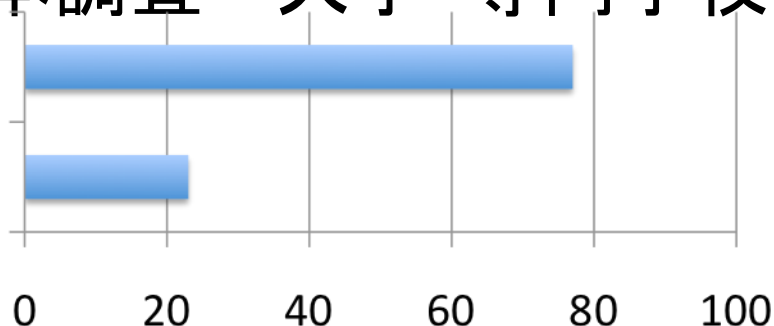
- ①虐待のトラウマ
- ②親や家族を一切頼ることができない
- ③失敗すること、立ち止まることも出来ない
- ④低学歴・資格等がない
- ⑤施設等を巣立った後の支援が十分でない

※平成23年度学校基本調査 大学・専門学校への進学

した児童

全高卒者

児童養護施設退所者



退所者の困難な状況

東京都福祉保健局の退所者調査（平成23年度）
ブリッジフォースマイル全国児童養護施設調査
（平成24年度）

○過去10年の退所者3920人のうち
連絡先を把握しているのは1778人

○生活保護を受けている退所者は9.5%
（都内保護率は1.8%）

○退所後「まず困ったこと」は、**孤独感と孤立感**
29.6%

○最終学歴が中卒の（高校中退含む）退所者は**23.4%**

※平成22年全国学校調査では高校中退率1.64%
（55415人）

○過去10年間、大学、短期大学、専門学校等に進学した退所者の進学状況

中退20% 在籍中**33%** 卒業**44%**

※日本の大学・短期大学の中退率は1割程度（OECD）

○中退理由は「**経済的理由**」**24.7%** が最も高い。

※文科省の全国調査では、「**経済的理由**」「**転学**」「**学業不振**」「**就職**」を理由とする退学がそれぞれ15%

1 相談者数(実数) 合計408人

支援関係者162人

(児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、
養育家庭、児童相談所、子ども家庭援センター、
障害福祉センター、婦人保護施設、産婦人科・精神科医、
助産院、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、
ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所他)

施設退所者136人

(都内施設出身 73人 地方施設出身 63人)
里親家庭 68人 (里子30人 里親38人)
その他 42人

2 退所者種目別相談件数(延べ数) 合計 34,313件

ゆずりはへの女性からの相談

- 転職したい
- 体調が悪い
- 彼氏と別れたい
- 死にたい
- 家賃、水光熱費が払えなくなった。
- 病院に行きたいがお金がない。
- 引っ越したいが保証人がいない。
- 騙されたから、お金を貸してほしい。

施設退所者が 性産業で働かざるを得ない背景

就労状況の不安定、生活苦から

- 学歴資格が問われない
- 保証人がいない
- 即金、日払い、前払い
- 住居提供、保育設備の完備
→ 最低限の生活が即完備される

虐待などのトラウマから

- 自己肯定感の低さ
- 始めて大切にされた・必要とされた
という実感

相談の背景にある真の相談

性虐待、性被害(ストーカー、痴漢等も)

DV、デートDV(暴力、暴言、搾取)

パートナーや仕事先でのセクハラ、パワハラ、モラハラ

性風俗で働くかどうか迷っている

性風俗を辞めたいが辞められない

予期せぬ妊娠、出産、中絶

女性性であるが故の被害

Aさん

母親からの身体的虐待とネグレクトで児童養護施設に入所。施設を退所後、ビジネスホテルで正規雇用で働く。週6で働き手取りは12万円。腰痛を患い手術が必要となる。解雇と同時に会社の寮をすぐに退去することを命ぜられる。出身の施設に相談したが、**役所に相談にいきなさい**と言われる。役所では**親が生きているなら、まず親に相談してください**。と言われる。寮付きの風俗店で働き始める。

Bさん 21歳 児童養護施設出身

愛の手帳4度

児童養護施設退所後、知的障害者のグループホームから飛び出す。ガールズバーで働き始める。ホストクラブに通い始め、風俗店とデリヘルで働き始める。妊娠24週目と発覚(相手はわからず)出産しても子どもを育てられないと相談。無事出産後、子どもは乳児院に。その後、子どもは特別養子縁組する。

Cさん 29歳

幼少期より実父からの性虐待。

16歳で家出、上京。

援助交際、デリヘルなどしながら生活。

社会生活のなかで頻繁にフラッシュバック、

自殺企図。妊娠、中絶を繰り返す。

若い女の子たち

大人が大嫌い

これ以上傷つきたくない

自分を守るための態度

疑心暗鬼

でも、本当は・・・

安心して「助けて」と伝えてもらえるように
「相談してよかった」と思ってもらうように
大切にしていること

- 会いに行く
- 相談者の方への心からの敬意、想像力
- 多様な機関との連携 face to face
- 教育、指導の前に理解と寄り添い
- 「正しい」「あなたのため」の押し売りをしない
- 自分の価値観を手放す
- 丁寧に、具体的に、迅速に
- 何度でも、大丈夫
- ユーモア

**私が
健やかであること、
しなやかであること、
孤立しないこと。**

アフターケア相談所

ゆずりは



「生きてきてくれてありがとう」

を
伝えたい。

「生きてきてよかった」

を
はぐくみたい。

虐待や貧困などの理由から、家庭で生活することができない子どもたちは、社会的養護のもと保護され、子ども期を生きていきます。社会的養護のもと育った子どもたちの多くは、高校卒業と同時に一人暮らしや住み込み就職をし、余儀なく自立生活を強いられます。

親や家族という拠り所を持っていないことは、社会生活を営んでいくうえで、非常に大きなハンディとなります。

子ども期に受けた虐待のトラウマに苦しんだり、低学歴・資格無などの状況から就労の選択肢も限られ、ステップアップの機会を持つことも困難です。

「ゆずりは」は、施設や里親家庭を巣立った子どもたちが、

困難な状況に陥りそうなとき、陥ってしまったとき、

安心して助けを求められること、問題解決のための伴走型支援を目的とし、運営しています。

事業内容

運営主体者…社会福祉法人「子供の家」理事長 加藤望

根拠法令…児童福祉法第41条

事業開始年月日…2011年4月1日

相談対象者

1. 児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭等を就学・就労自立で退所した方
2. アフターケア支援でお困りの施設

事業内容

東京都の地域生活支援事業（ふらっとホーム）を委託（2013年4月1日より）

支援内容

相談に応じた伴走型支援

スキルアップ 就労支援

ゆずりは工房での就労

スキルアップ 就労支援

ゆずりは基金の活用

居場所支援

ゆずりはサロンの実施（週2回）

スキルアップ 就労支援

高卒認定 資格取得 無料学習会の実施（週1回）

MY TREE

ペアレンツプログラムの実施

居場所支援

無料夕食会の実施（週1回）

開所時間 原則、下記予定で開催。事前に Facebook でご確認ください。

[シェアサロン]

最終週の月曜日
11:00 ~ 18:00

[サロン]

水曜日
11:00 ~ 17:00

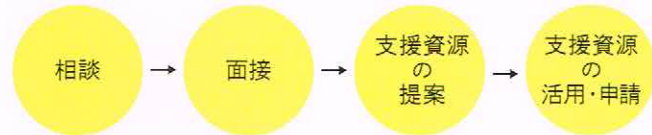
[学習会]

木曜日
18:30 ~ 20:30
軽食付き

[だれでもサロン]

第3金曜日
17:00 ~ 20:00
軽食付き

相談の流れ



アセスメント・カウンセリングは必要に応じて随時

『ゆずりは』は、ルズリハ科の常緑高木。

「ゆずりは」の名は、若葉が伸びると古い葉がゆずるように落葉することから名付けられたそうです。その様は「親が成長した子どもに後をゆずる」という意味にもたとえられています。私たちの社会を担う子どもたちが、伸びやかにたくましく健やかに生きられる「いのちの土壌」を育てる社会でありたいと願っています。



ゆずりは工房

この社会で、困難な状況に置かれてしまう方々には、「自己責任」の一言では片付けられない幼少期からの背負わされた困難や、十分な社会支援が受けられなかった背景が必ずあることを支援を通じて痛感してきました。そして、本来誰もが「健全に働けること」を望み「働くこと」は生きるための大きな支えとなることも、「働けない苦しみ」を抱えた相談者の方々から気付かせていただきました。

ゆずりは工房での就労支援を通じて、安心して失敗できる、何度でも繰り返しできる、自分の得意なことを伸ばす、苦手なことも挑戦する等…就労に困難を抱えた方が、自分のいまできる働き方を見いだし、「働く喜び」を感じてもらえるようになっていただけたらと思います。

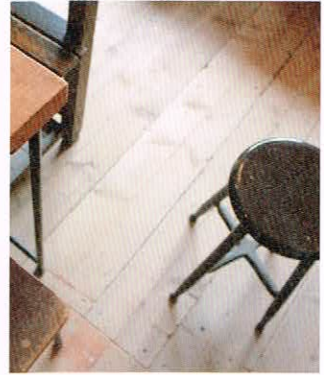
誰もが安心して生きられる社会を皆さんと一緒につくっていただければ幸いです。



[1F] 工房 支援者サロン



[2F] ゆずりはサロン、学習会、夕食会 etc



[ご寄付のお願い]

現在、ゆずりはは東京都の地域生活支援事業を（ふらっとホーム事業）委託しておりますが、補助金のみでの運営は厳しく、企業の助成金や、講演会等の謝金を運営費として活用しながら、なんとか運営しております。

相談者の方へのご支援は、すべて無料でっております。困難な相談に対応させていただくためには、相応のスキルと経験を持ったスタッフの配置が不可欠です。

支援にかかる経費や人件費などもあわせると、事業にかかる費用は補助金だけでは、まかなえない状況に絶えずあります。

ゆずりはが事業を維持していくためのご寄付も随時承っております。皆さまからのご支援を賜りつつ、退所者支援事業が、退所者の方にとって、この社会において必要不可欠な公的事業であることを引き続き、発信していく所存です。

アフターケア相談所ゆずりは
所長 高橋亜美

「ゆずりは運営費」のご寄付はこちらへ

銀行名
みずほ銀行

支店名
小金井支店

口座番号
普通 1242063

口座名義
アフターケア相談所
ゆずりは
高橋亜美

*寄付控除が受けられる領収書を発行させていただきます。
(ご寄付の際に、お名前とご住所をお知らせくださいませ)

[アクセス]



住所…185-0011 東京都国分寺市本多 1-13-13

TEL + FAX…042-315-6738

MOBILE…090-9640-0177

E-mail…acyuzuriha@gmail.com

<http://www.acyuzuriha.com>

● JR中央線、西武国分寺線、西武多摩湖線、国分寺駅下車。
北口より徒歩7分。

橘構成員提出資料

若年女性を取り巻く現状

bond *Project* 特定非営利活動法人 BOND プロジェクト

2006年「VOICES MAGAZINE」始動、2009年 NPO 設立

聴く。

ありのままの声を聴き表現できる場を作る。

LINE 相談、メール相談、電話相談、面接相談、
bond@ あらかわ相談室、ネットパトロール、街頭パトロール、アンケート、
カフェ型移動相談

伝える。

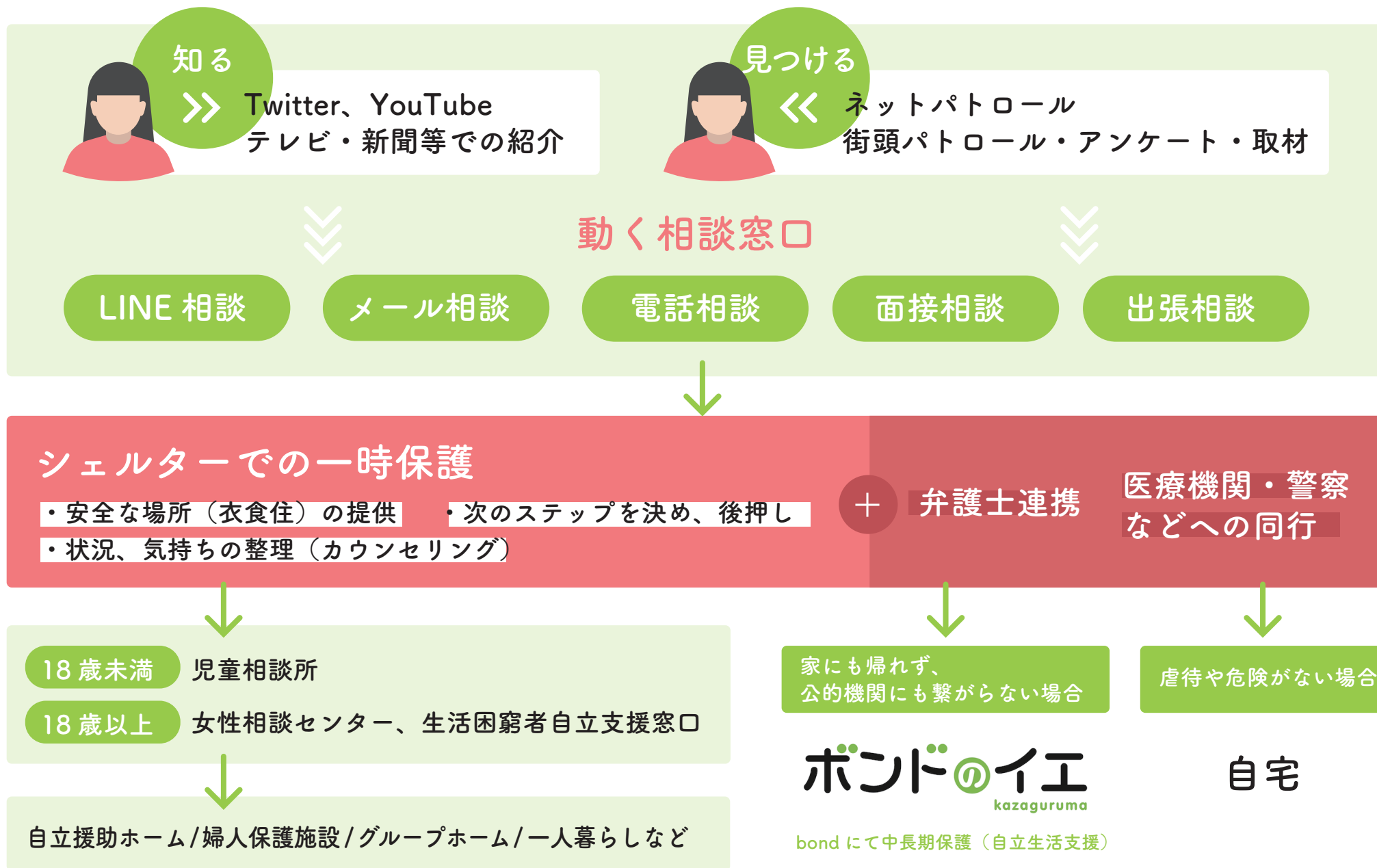
女の子の声を知ってもらう。

フリーペーパー「VOICES MAGAZINE」発行、講演会・啓発活動、
10代20代女性を対象としたイベント、
渋谷のラジオパーソナリティー「渋谷の漂流少女たち」

繋げる。

一人一人に見合った支援、大人に繋ぐ。

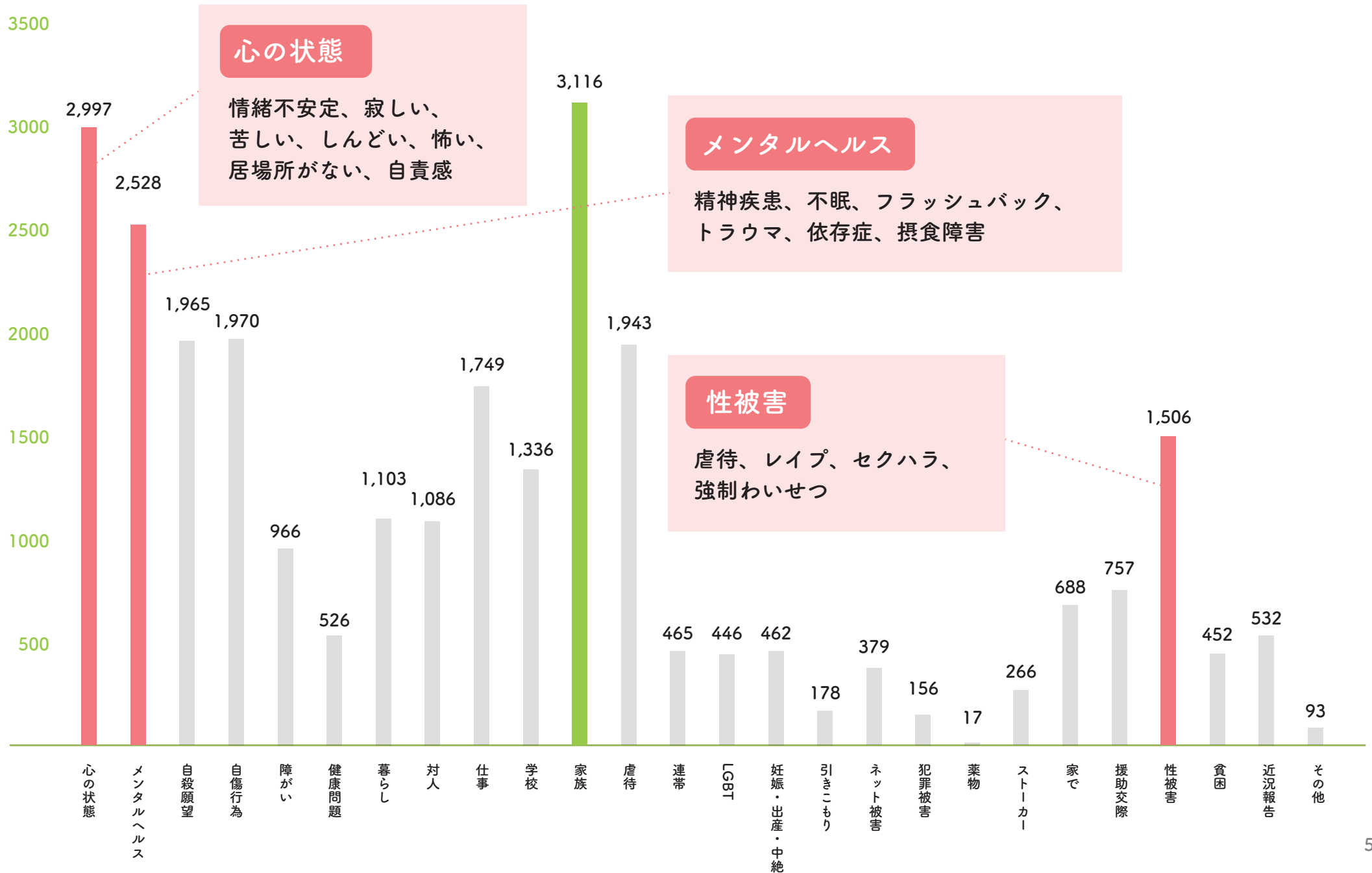
弁護士と連携し、他専門機関へ繋ぐ
一時保護、同行支援
中長期保護（自立生活支援）



	メール	LINE	電話	面談	同行支援	保護
4月	1,197	1,206	122	108	3	62
5月	1,358	1,370	139	94	7	50
6月	1,059	1,149	129	64	7	32
7月	1,046	1,130	161	65	6	35
合計	4,660	4,855	551	331	23	179
2017年度	12,135	4,941	1,760	996	40	692

相談・支援体制

メール	24時間受付
LINE	SNS事業 週5回・各4時間 若草プロジェクト 週3回・各4-5時間
電話	bond本部 随時対応 bond@あらかわ 週3回・各3時間
面談	bond本部 随時対応 bond@あらかわ 週3回・最大3名/日
同行支援	福祉事務所、病院、警察、児童相談所、婦人相談、各種手続きなど



なぜ相談に至らないのか。

- ✓ 情報を知らなかった
- ✓ 危害を加えたり利用する大人ではない大人（安全な大人）との繋がりがなかった
- ✓ 人間不信、大人不信

否定される、理解してもらえない、受け入れてもらえない、
見捨てられたくない、親や学校や友達にバレてしまう（これまでの経験より）
- ✓ 「普通」でいたい
- ✓ 自分だけかと思っていた、とてもじゃないけど言えない
- ✓ みんなそうかと思っていた、当たり前のことだから言う必要がない
- ✓ 「娘と父親はみんなこうしてる」と父親から聞かされていた（性的虐待）
- ✓ 自己肯定感が低い

自分が悪い、自分なんかが相談してはいけない、もっと辛い思いをしている人がいる、
自分なんてどうなってもいい
- ✓ 親を悪者（または犯罪者）にしたくない、迷惑をかけたくない、悲しませたくない、
されている事は嫌だけどこんな目にあっても親が好き
- ✓ 役所、相談先などに親族や知り合いがいる（地方の子に多い）

家

虐待、安心できない
食べるものがないなど



家のことは話せない
いじめ、教師との不和
学校にも行けていないなど

学校

逃げよう・・・でも家出しか方法が思いつかない

警察補導

保護、
家に帰されるケース多数

公的機関

情報を知らない、
手続きが煩雑、時間がかかる

✓ 行くあてがなく
彷徨う

✓ 未成年、身分証がない
✓ ネットカフェ、カラオケ等深夜はいられない

✓ お金がない
✓ 働けるところがない

SNS を利用して居場所を求める、街で声をかけられた人について行く

すぐに行ける場所、受け入れてくれる人、困ってる自分を助けてくれる人、寂しい時一緒にいてくれる人
(危ないかもしれないけど・・・)

泊め男

犯罪に巻き込まれるリスク

性被害性的搾取

背景・経緯

座間9遺体事件

2017年10月、神奈川県座間市のアパート内で9人の遺体が見つかった事件。被害に遭った10代20代だった女性たちとの接点は交流サイト（SNS）。女性たちが自殺をほのめかすような投稿をしたところ、協力するふりを装って接近したとされる。被害女性には bond Project に来る相談者にとっても近い印象を受けた。

2018年3月、厚生労働省自殺防止対策事業として「SNSによる相談事業」施行。

ネットに居場所を求める若年女性へのアプローチ、気軽且つ早いレスポンスで会話ができる LINE 相談の強化。

- ✓ ハイリスク者の**早期発見・早期介入**
- ✓ **リアルタイム**でのやりとり
- ✓ bondProjectの既存の支援面談、保護、専門機関への連携に**繋ぐ**



ネットパトロールを担当しているのは同世代の女の子。

公的支援に繋がれない、制度に辿り着けない女の子たち。

- ・次に繋がらないまま18歳になり児童福祉法による支援が終了
- ・学校には通えているが虐待家庭にあり居場所のない大学生

➤ 行く場所がない、お金がない、自立準備のための拠点がないため、居場所はネットカフェ、公園、SNSで知り合った男性宅、カラオケ、ネットカフェ。



このおうちで女の子に提供するもの

- 1 安心できる生活（衣食住）
- 2 生活習慣の獲得（料理・洗濯・掃除・お風呂の入り方・食べ方）
- 3 心のケア（ボンドスタッフとの会話・面談、臨床心理士によるカウンセリング、共同生活者との関係づくり）
- 4 つながりを増やす（必要に応じて他の支援機関や自助グループなどの紹介）
- 5 自立へのサポート（仕事を探す、自立までの計画を一緒に立てる、家探しなど自立準備の補助）

いろんな経験や繋がりを自分のものにし、自分の足で立つ力を後押ししたい。

2017.7 始動。定員2名。

中長期入居人数：5名、短期保護：14名、保護延べ件数：751件（2018.7 現在）

1、困難を抱える若年女性のケアの充実

虐待や性被害など「被害者」と認められるためのハードルが高いがために、泣き寝入りをせざるを得なかったり、親に援助してもらえない、保険証が手元にない、交通手段がない、お金がない、周りに知られたくない等の理由により、心身のケアや支援を受けることができないまま孤立してしまう女性も多いです。

2、各行政相談機関・各警察署における、 若年女性に特化した問題に詳しい担当者の配置

各相談窓口や警察署へ相談に行くまでもハードルが高く、被害者が自身の生活やお金、精神を削りながら相談に通うにも関わらず、心ない対応をされてしまったり、「警察に相談に行っても安心できない」「二次被害を受け、問題が増えてしまった」ということも大きな問題だと考えています。受けなくていい被害を受けてしまった人が「相談してよかった」と思えるような心ある体制づくりが必要です。

3、bond 支部の設置

全国から寄せられる相談に対し、状況に応じて出張面談及び地域の相談機関への同行支援なども行ってきたが、遠方で対応するには限界もあります。全国に支部を増やすことで、より早急に問題解決に向け動き出すことができ、継続的な支援を行うことができます。

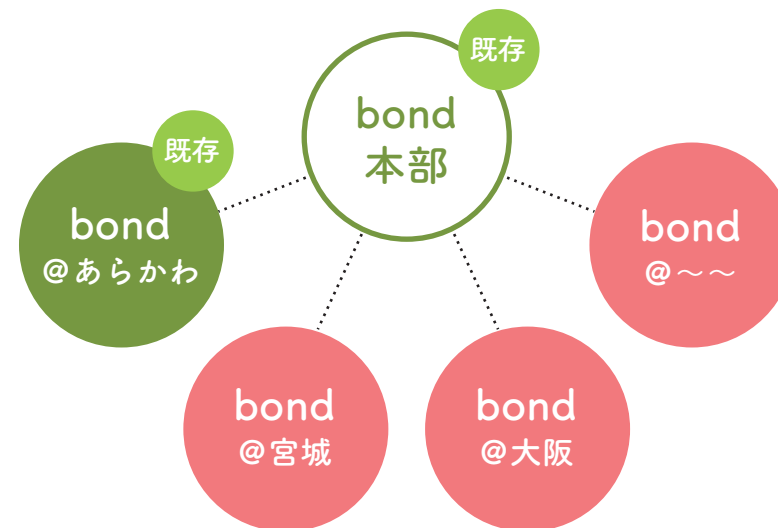
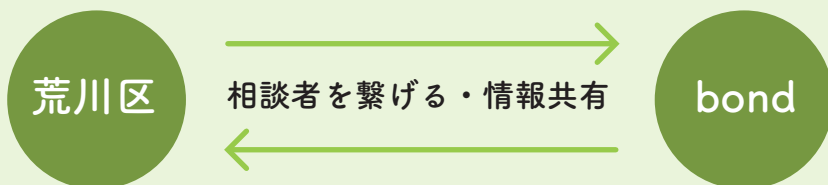
<背景>

17歳までは児童相談所、18歳以降は婦人相談所への相談となるが、18歳になり児童相談所の支援が終了することで、そこで支援がぶつ切りになってしまうケースも多い。また、高校生であるのに17歳から18歳になることで支援内容が変わってしまうこと、若年女性が高齢女性と全く同じ支援の枠組みに収まることが困難であること等より、細かい年齢差で支援がぶつ切りにならないような「若年女性」という枠組みでの支援、中長期的なトータルサポートができる場所が必要である。

ex. 荒川区より委託を受けている「あらかわ相談室」

荒川区における若年世代の自殺予防相談事業

- ・相談対応（メール、電話、面談）
- ・緊急時の保護、同行支援



支部イメージ図

4、相談窓口まで辿り着けない女の子たちが、 気軽に立ち寄れる居場所づくり

「相談窓口」は女の子たちにとってハードルが高く、辿り着けない子も多いです。また、段階として「今」はまだ、相談することまで望んでいない子もいます。しかし、困っていたり悩んでいることに変わりはなく、居場所や相談のきっかけ作りは必要です。

また、一晩の居場所があり休むことができれば落ち着く場合もあります。気軽に立ち寄れる場所があることで、犯罪被害や性搾取の防止にも繋がります。

ex. 以前運営していた「café MELT（カフェメルト）」

- ・ 24時間営業インターネットカフェ（通常のカフェスペースもあり）
- ・ 深夜帯は女性専用
- ・ カフェスペースでは女の子向けのイベントなども開催
- ・ お客さんとして女の子が気軽に立ち寄れる
- ・ bondスタッフがカフェスタッフを兼任→ハードルを下げた関わり
- ・ NPO事務所も併設→状況に応じ相談や緊急時の保護も可能



ハシゴを上がると、
休めるスペースに！



村木構成員提出資料

(一社)若草プロジェクト



貧困、虐待、ネグレクト、DV、いじめ、性的搾取、薬物依存、育児ノイローゼ...社会の抱える様々な問題に翻弄され、苦しむ少女・若い女性たち。自分の問題が本当は何であるかも分からず、心の闇に小さな何か(SOS)を抱えながら生きる彼女たち。一見すると豊かな日本社会では、そんな彼女たちの「生きにくい」現状やその問題に対して、多くの偏見や誤解があり、十分な支援がなされていません。若草プロジェクトは、SOSを心に抱えた少女や若い女性たちと、彼女たちを支援する人たち(支援者)とをつなげ、支援を確実に届けます。

設立 2016年3月 住所 東京都千代田区神田須田町1-6 弓矢四国ビル4階 アリエ法律事務所内

役員

代表理事	大谷 恭子	弁護士。日本女子大学非常勤講師
理事	村木 太郎	(公社)全国シルバー人材センター事業協会専務理事
同	遠藤 智子	(一社)社会的包摂サポートセンター事務局長
同	瀬尾 まなほ	瀬戸内寂聴秘書
同	牧田 史	弁護士

代表呼びかけ人

瀬戸内 寂聴(作家、僧侶)
村木 厚子(元厚生労働事務次官)

呼びかけ人

千葉景子 日本更生保護女性連盟会長、元法務大臣
小津博司 弁護士、元検事総長
小室等 ミュージシャン
上野千鶴子 (NPO)WAN理事長、東京大学名誉教授、
熊坂義裕 医師、(一社)社会的包摂サポートセンター代表理事

山田洋次 映画監督
菊地裕太郎 弁護士、日弁連会長
道浦母都子 歌人
浅倉むつ子 早稲田大学教授
堂本暁子 前千葉県知事

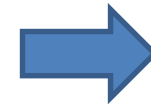
若草プロジェクトの活動

つなぐ

1



少女たちと支援者をつなぐ
支援者同士をつなぐ
支援の現場と企業をつなぐ



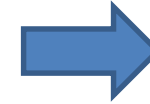
LINEによる相談
同行支援
企業との協働

ひろめる

2



実状を社会にひろめる
支援を少女たちに知らせる



シンポジウム
広報活動

まなぶ

3



少女たちの実状を学ぶ
信頼される大人になる



連続研修会
支援マニュアル

つなぐ

LINE相談 月・土 13:00～19:00 水 17:00～19:00
(BONDプロジェクトに委託)

若草ハウス

少女たちのためのシェルター・ステップハウス・シェアハウス

若草×服のチカラプロジェクト

(株)ファーストリテイリングとの協働事業

- ・全国の少女たちを支援する施設にユニクロの肌着等を寄付
- ・Theory(関連ブランド)販売員のボランティアによるコーディネートと服のプレゼント等のファッションイベント

若草メディカルサポート基金

企業の寄付を基に、シェルター等に避難する少女たちのための医療的経費を補助

(診断、妊娠検査薬、アフターピル等)

ひろめる

シンポジウム 第1回(2016年10月、青山学院大学)
第2回(2017年10月 龍谷大学)
第3回(予定)(2018年10月13日 青山学院大学)

まなぶ

「女の子たちの今」を知り「信頼される大人」になるための連続講座

- 第1回(2016年8月 東京)「婦人保護施設を利用する 女性たちに起きたこと」
- 第2回(12月 京都) 「AV被害について考える」
- 第3回(2017年1月 東京)「保健室から見える貧困、虐待」
- 第4回(4月 京都) 「性虐待から生き延びる」
- 第5回(8月 東京) 「非行と少女」
- 第6回(2018年1月 東京) 「少女たちが安心して『助けて』といえる社会に」
- 第7回(6月 京都) 「少女たちの居場所」

若草プロジェクト支援マニュアル

- 若い女性たちの現状
- 分野別解説
- 支援事例と解説



活動を通じた気づき

背景と実情

- 劣悪な生育環境（家庭、学校、地域等）
- 性虐待、性暴力等の性被害を受けている者が多い
- 若年層に大きな課題、一層の低年齢化
- 多様な状況、複合的な困難
- 新しいタイプの課題（SNS被害、JKビジネス等）
- 社会とのつながりが希薄、自己肯定感が低い、自殺念慮
- 貧困、収入や住居が不安定、居場所のなさ
- 早すぎる妊娠・出産と周囲の無理解、困難な子育て

- 被害の影響による精神疾患等
薬物、アルコール等の依存症、拒食症、クレプトマニア
解離性同一性障害、精神的なトラウマ、メンタル不調
- 軽度の知的障害や発達障害など自覚の無い障害を持つケースも多い

対策の不全

- 立ち直り・自立支援のための仕組みが乏しい
- 相談先がニーズに合っていない、繋がらない。居場所の不足
- 婦人保護関連施策が若年女性の課題をカバーできていない
 - ・実態と制度のずれ、アウトリーチの不足
- 民間の活動が困難に直面している
 - ・財政基盤の弱さ、管理運営のスキル不足、人材育成が困難
- 公民の連携不足、医療・福祉等との連携不足
- 社会（地域社会、企業社会）における認知度、理解度の低さ

気づきから得た対策の必要性

➤ 性被害を受けた者の保護・支援に関する包括的対策

- ・性虐待、性暴力、性搾取等の性被害を受けた者の保護及び自立支援を進める包括的な対策が必要
- ・「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子の保護更生」(売春防止法第4章)では自立支援が無いなど限界がある

➤ 自立支援

- ・立ち直り、普通の生活の回復、自立というプロセスを一貫して支援
- ・当事者の意志決定が不可欠
(cf.高齢者介護、障害者福祉の「措置」から「契約」への転換)

➤ 保護

- ・保護と自立支援の機能を区分することが必要
- ・性被害を受けるおそれのある者の保護が重要

➤ 医療及び心理的ケア

- ・性被害によりもたらされた様々な精神疾患や妊娠等に対する医療及びカウンセリングなどの心理的ケアが不可欠

➤ 福祉等の仕組みとの密接な連携

- ・自立支援のため当事者の課題や希望等に応じて、児童福祉、障害者福祉、生活困窮者支援・生活保護対策、高齢者介護、母子生活支援、DV被害者支援、被児童虐待者支援、司法(警察、弁護士)等と密接に連携し、当事者を中心に置いた組み合わせ支援が必要
- ・特に、母子生活支援や障害者福祉(知的障害、精神障害)の機能は、自立支援のために本質的に必要

➤ 民間の力の活用

- ・自立支援は、その性格上、民間の力の活用が不可欠であり、公と民の対等なパートナーシップの下での役割分担が必須
- ・このため、民間の女性支援団体への委託、補助等の仕組みとともに、団体育成のため組織管理、人材開発等への公的支援が必要
(cf.高齢者介護、障害者福祉、児童福祉)

➤ 調査研究及び啓発の充実